回 覧

春季火災予防運動
（令和７年３月１日～７日）

全国統一防火標語
「守りたい　未来があるから　火の用心」

春季火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、火災による死傷者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年、実施しているものです。

今一度、下記のことを注意して火災から生命、財産を守りましょう。

【住宅防火　いのちを守る　１０のポイント】

４つの習慣

１．寝たばこは絶対にしない、させない。
２．ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
３．こんろを使うときは火のそばを離れない。
４．コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

６つの対策

１．火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
２．火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、１０年を目安に交換する。
３．火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
４．火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
５．お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
６．防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅における電気火災に注意！

近年では、電気器具類を発火源とする住宅火災の件数が増加傾向にあり、総務省消防庁が調査・分析した結果、主な出火原因は下記のとおりです。

１　モバイルバッテリーなどの繰り返し使える充電式電池による出火
２　電子レンジなどの家電製品を不適切な使用による出火
３　多くの家電製品に共通する、プラグ・コード類による出火

電気器具類には、常に火災のリスクが潜んでいることを忘れずに適切な使用・維持管理に努めましょう。

詳しくは、右のQRコードからご確認ください。⇒

ごみの焼却や野焼きの拡大による火災に注意！！

屋外でのごみの焼却行為は禁止されています！

剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畦畔焼きなどは、例外的に焼却が認められておりますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないよう配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

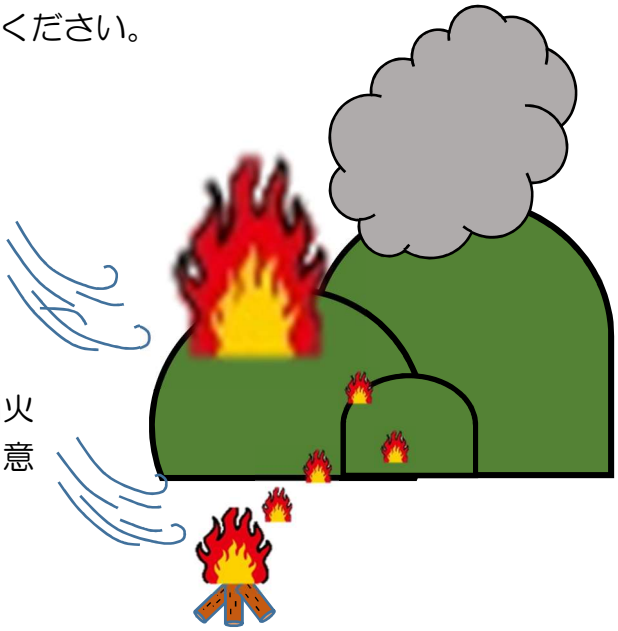

１　その場を離れない

焼却行為をする場合には、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合は一旦消火する。

２　消火用の水バケツ等を準備する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して、すぐに消火ができる準備をする。

３　天候により中止とする

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは中止する。

火の粉や灰は、風速２m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。

火災事例

事例１

伐採木を焼却中に延焼拡大し、付近に設置されているソーラーパネルが焼損したもの。

事例２

火入れ行為中に延焼拡大し、付近に設置されているビニールハウスが焼損したもの。

※　火災事案によっては、被害を受けた方から行為者に対し、
損害賠償請求される場合も・・・考えられます。

その他にも火災の原因として、放火、調理器具、電気器具・配線などがありますので、家の周囲に燃えやすい物を置かない、火気器具を正しく使うなど、日ごろから火災の予防に心がけましょう。

君津市消防本部　予防課　53-1904